

答申第749号

令和2年9月30日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成30年2月14日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その3）（諮問第787号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、無線通信施設の新設等申請書、無線機器等長期払出簿及び緊急配備等実施結果報告書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、同年11月15日付けで、本件対象文書のうち、特定事件に係る110番通報に関する110番事案措置票（以下「前決定対象文書」という。）を特定の上、一部公開決定を行い、さらに、同年11月16日付けで、前決定対象文書以外の本件対象文書について、同条第5項の規定に基づき、諾否の決定期間を特例延長する決定を行った。

その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、無線通信施設の新設等申請書（以下「申請書」という。）、無線機器等長期払出簿（以下「払出簿」という。）及び緊急配備等実施結果報告書（以下「緊配報告書」といい、申請書及び払出簿と合わせて「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 申請書に記載された警察電話の内線番号（以下「本件警電番号」という。）については、公開することにより、警察の通信事務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 緊配報告書に記載された「事件概要」欄2行目及び4行目の通報内容並びに通報者の氏名及び年齢（以下「本件通報情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、さらに犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、「事件概要」欄3行目及び5行目の緊急配備指定数（以下「本件緊急配備指定数」という。）、「PC等合計」欄（以下「本件PC等情報」という。）並びに「犯人関係」欄の凶器の内容（以下「本件凶器情報」という。）については、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、「被害関係」欄の特定事件の被害者（以下「本件被害者」という。）の氏名、負傷程度、住所及びその他の内容（以下「本件被害者情報」という。）並びに被害状況（以下「本件被害状況」といい、本件被害者情報と合わせて「本件被害情報」という。）については、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同号を理由に、本件被害者情報については、同号に加えて個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして、同条第1号本文を理由に、「検挙状況」欄の特定事件の検挙者（以下「本件検挙者氏名」という。）並びに特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の生年月日及び前科前歴（以下「本件被疑者情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして同号本文を理由に、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第

6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の印影

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

イ 本件通報情報

本件通報情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被害者等関係者の権利利益及び本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

本件通報情報のうち特定事件の通報者(以下「本件通報者」という。)の氏名及び年齢は、特定施設職員が職務として通報した以上、出資団体等又は指定管理者が定めている情報公開規程に基づいて請求すれば、職務の遂行に関する情報又はその役員及び職員の氏名等として公になる情報であるため、条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウに該当する。また、本件通報情報は、特定事件がいかなる事件であるかが分かる情報であり、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書ア及びイに該当する。さらに、通報の受理は、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

ウ 本件被害者情報

本件被害者情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被害者の権利利益及び本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

また、本件被害者の氏名であっても、遺族が積極的に公表していれば公開すべきである。

かかる情報は、特定事件がいかなる事件であるかが分かる情報であり、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。緊急配備等の実施結果を報告することは、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

エ 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、その氏名、住所の一部、年齢等が公表されていること、また、特定事件の重大性を鑑みれば、少なくとも「生年」の部分及び前科前歴は、公表情報として取り扱われるべきである。また、かかる情報を公開したとしても、本件被疑者の正当な権利利益を害することにはならないから、条例第5条第1号本文に該当しない。

かかる情報は、本件被疑者がいかなる人物であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

イ 本件通報情報

本件通報情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障を来すおそれのある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件通報情報

本件通報情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、これを公開しても直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

イ 本件緊配指定数及び本件P C等情報

本件緊配指定数及び本件P C等情報は、これを公開しても直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

本件P C等情報については、自動車等の物品・財産等の管理に関する情報であり、その管理という財務会計上の行為若しくは物品、財産等の管理を怠る事実として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきである。

また、非公開事由に該当した時期があったとしても、緊急配備が終了してから相当期間経過した本件処分時においては、非公開とする理由は消失していたものと言うべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ウ 本件凶器情報

本件凶器情報は、報道等により公表されていることから、特定事件の犯行手段は既に明らかになっている。たとえ報道と異なる情報が記載されていたとしても、特定事件の公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号には該当しない。

エ 本件被害情報

本件被害情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、これを公開しても直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

オ 本件検挙者氏名

警部以上の警察官の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当するため、検挙者の氏名であることをもって、同号以外の非公開事由に該当するということは、同号ただし書イの法意を没却ないし潜脱するものであり、具体的に事件関係者等から当該検挙者に対する報復等が行われようとしている訳ではない場合には、同条第6号には該当しない。

カ 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、これを公開しても直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされたすべての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部地域部通信指令課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 本件通報情報

「事件概要」欄には、本件通報者の氏名及び年齢が記載されていることから、本件通報者が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。また、同欄の2行目及び4行目には、本件通

報者及び特定事件を直接目撃した通報者（以下「本件通報者ら」と総称する。）が目撃した特定事件の本件被疑者の犯行の内容、本件被害者の状況について通報した内容が記載されているため、本件通報者ら及び本件被害者が識別され得る情報、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(ウ) 本件被害者情報

本件被害者情報は、本件被害者が識別され、若しくは識別され得る情報、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(エ) 本件検挙者氏名

本件検挙者氏名は、特定事件の検挙者の氏名が記載されていることから、特定事件の検挙者が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(オ) 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、本件被疑者の生年月日及び前科前歴が記載されているため、本件被疑者の生年月日及び前科前歴が特定され、又は本件被疑者の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当する情報は公開すると規定しているが、前記アの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

警部補以下氏名等（本件検挙者氏名を含む。）は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

また、本件通報情報、本件被害者情報及び本件被疑者情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

警部補以下氏名等（本件検挙者氏名を含む。）、本件通報情報、本件被害者情報及び本件被疑者情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職務に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号

申請書の「理由」欄に記載された本件警電番号については、特定警察署警備係の内線番号が記載されている。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 本件通報情報

「事件概要」欄には、本件通報者の氏名及び年齢が、同欄2行目及び4行目には本件通報者らが行った110番通報の内容（以下「本件通報内容」という。）がそれぞれ記載されている。警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、通報者が事件等の発生に際し、ためらいなく110番通報が行われる必要がある。通報者及び通報内容に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるならば、警察の110番通報に対する信頼が失われ、通報者が警察に対する通報を行うことをためらうようになるなど、事件等の発生を速やかに認知し、処理するという110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件通報情報

「事件概要」欄には、本件通報者の氏名及び年齢が、同欄2行目及び4行目には本件通報内容が、それぞれ記載されている。本件通報者らは、特定事件の目撃者であるため、特定事件の証人となる人物である。また、その本件通報内容は、本件通報者らが特定事件の目撃状況等を警察官に詳細に説明した内容の一部である。報道等により明らかとなっている部分を除き、本件通報者らの本件通報内容は、本件被疑者の犯行の内容及び本件被害者の被害の状況を裏付ける内容が記載されているため、公開することにより、社会的反響の大きい特定事件に係る公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件緊配指定数及び本件PC等情報

本件緊配指定数は、緊急配備の発令が指定された所属の該当箇所数が、本件PC等情報は、出動に従事した警ら用無線自動車等の台数が、それぞれ記載されているため、公開することにより、事件の内容等によって配備する体制が明らかとなり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるなど今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 本件凶器情報

本件凶器情報は、凶器の種別及び個数が記載されているため、公開することにより、特定事件の犯行手段が明らかとなり、社会的反響の大きい特定事件に係る公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 本件被害情報

本件被害情報は、本件被害者の氏名等のほか、特定事件の詳細な被害状況が記載されている。本件被害者の詳細な被害状況が公開されれば、社会的反響の大きい特定事件に係る公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 本件検挙者氏名

本件検挙者氏名は、特定事件の検挙者の氏名である。本件検挙者氏名が公開されれば、特定事件の関係者等からの報復等のおそれがあるほか、特定事件に限らず犯罪捜査に従事するに当たり、被疑者等からの嫌がらせを受けるなど、当該検挙者の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性が高いことから、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

カ 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、特定事件に係る捜査の結果判明した、被疑者本人又は実施機関しか知り得ない情報であり、これらが公開されれば、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

通信指令課は、分掌事務として、通信指令業務、緊急配備並びに通信施設及び通信機器の使用管理（総務部総務課の所掌に属するものを除く。）に関する業務を所管している。

本件行政文書のうち、申請書は、特定事件の発生に伴い、無線機等を臨時に増設するために、平成28年8月2日付けで、特定警察署長から警察本部長あてに提出された文書であり、払出簿は、無線機の増設申請を受けたことに伴い、通信指令課が無線機を特定警察署に長期間にわたり払い出すため、その経緯を明確にしておく必要があることから、無線機の出庫状況等を記録するために作成された文書であり、緊配報告書は、特定事件の発

生に伴い、犯人の早期検挙及び事後の捜査資料を得ることを目的とし緊急配備を実施した際に緊急配備の実施状況、結果等を記録するために作成された文書である。

なお、実施機関は、本件行政文書のほか、通信指令課の管理する本件対象文書として、本件処分に先んじて前決定対象文書を特定の上、一部公開決定を行っているところ、通信指令課は、これら以外に本件対象文書として特定すべき行政文書は、管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、当該行政文書は存在しなかったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(5)に示す経緯により、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、前決定対象文書の内容及び通信指令課の分掌事務に照らし妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書も確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行

に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等、本件通報情報、本件被害者情報、本件検挙者氏名及び本件被疑者情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下氏名等は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、警部補以下氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、当該印影が、それに係る警察官の所属する警察署、部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであるから、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件通報情報

本件通報情報について、実施機関は、前記4(1)ア(イ)及びイのとおり条例第5条第1号に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(3)イのとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

ウ 本件被害者情報

当審査会が確認したところ、本件被害者情報は、本件被害者の氏名、住所、負傷程度及びその他参考となる情報であることが認められる。これは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断

する。

また、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

エ 本件検挙者氏名

当審査会が確認したところ、本件検挙者氏名は、特定事件の検挙者の氏名であり、当該検挙者は、警部補以下の階級にある警察官である。前記アのとおり、警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

オ 本件被疑者情報

当審査会が確認したところ、本件被疑者情報は、本件被疑者の生年月日及び前科前歴であり、かつ、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イに該当するものとして公開されているものと考えられるが、本件被疑者情報については、慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、前記3(1)エのとおり、かかる情報のうち、「生年」部分及び前科前歴について、同条第1号本文に該当しない旨主張するが、同人独自の見解に過ぎず、採用することはできない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号及び本件通報情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 本件警電番号

本件警電番号は、警察電話の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、本件警電番号を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)アのとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件通報情報

当審査会が確認したところ、本件通報情報は、本件通報者の氏名及び年齢並びに本件通報内容であることが認められる。110番通報は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、誰もがた

めらうことなく通報することができ、当該通報を受理した警察が通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があることが認められる。

そのため、通報者及び通報の内容が外部に明らかになるとすると、通報者との信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民等が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件通報情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件通報情報、本件緊配指定数、本件P C等情報、本件凶器情報、本件被害者情報、本件被害状況、本件検挙者氏名及び本件被疑者情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 本件通報情報

本件通報情報について、実施機関は、前記4(3)アのとおり条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(3)イのとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

イ 本件緊配指定数及び本件P C等情報

当審査会が確認したところ、本件緊配指定数は、緊急配備の発令が指定された所属の該当箇所数が、本件P C等情報は、緊急配備の出動に従

事した警ら用無線自動車等の台数が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報が公開されると、実施機関が事件の内容等によって配備する初動体制が明らかとなり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるなど今後の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

なお、審査請求人は、前記3(3)イのとおり、かかる情報は、緊急配備が終了してから相当期間経過した本件処分時においては、非公開とする理由は存在せず、同条第6号に該当しない旨主張するが、上述の理由は特定事件に限定されるものではなく、将来の同種事件の捜査においても生じるものと認められることから、採用することができない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

ウ 本件凶器情報

当審査会が確認したところ、本件凶器情報は、凶器の種別及び個数であることが認められる。かかる情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると判断する。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

エ 本件被害者情報のうち氏名及び住所

本件被害者情報のうち氏名及び住所について、実施機関は、前記4(3)エのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)ウのとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

オ 本件被害者情報のうち負傷程度及びその他の内容並びに本件被害状況

当審査会が確認したところ、本件被害者情報のうち負傷程度及びその他の内容は、本件被害者の負傷程度及びその他参考となる情報であるこ

とが認められる。本件被害状況は、特定事件の本件被害者に係る詳細な被害状況が記載されており、また、当該内容は、本件被疑者の具体的かつ詳細な犯行状況が記載されていることが認められる。かかる情報は、特定事件の犯行態様、計画性及び被害状況などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると判断する。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

カ 本件検挙者氏名

当審査会が確認したところ、本件検挙者氏名は、特定事件の検挙者の氏名であり、当該検挙者は、本件被疑者を逮捕した警察官であることが認められる。逮捕に従事した警察官は、被疑者やその関係者からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該警察官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

キ 本件被疑者情報

本件被疑者情報について、実施機関は、前記4(3)カのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)オのとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当

該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本来非公開とされるべき本件非公開情報を公開しなければならないほどの公益上特に必要があると認めるべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とは言えない。

(6) その他

審査請求人は、前記3(6)のとおり、情報公開制度の運用の仕方についても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性(条例第5条各号)、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性(条例第3条第1項)やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 2 月14日	○ 諮問
令和 2 年 6 月15日	○ 実施機関から条例第20条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
6 月24日 (第198回部会)	○ 審議
7 月29日 (第199回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和2年9月30日現在) (五十音順)